

# 回 覧

平成23年4月

## 住宅用火災警報器購入補助について

平成22年12月に回覧しましたが、紀美野町では、平成22年4月1日～平成24年3月31日までに住宅用火災警報器を購入し設置した者、若しくは購入し設置する者で、且つ、非課税世帯の世帯主（町内に住所を有し、一つの住宅内に居住する者全員の町民税が非課税の世帯主、二以上の世帯が同居する場合には、その代表者）を対象に「住宅用火災警報器1個分（上限3,000円）の補助をしています。

平成23年1月4日から補助を開始し、多くの方から申請して頂いていますが、お早めに購入・設置し、申請して下さい。申請期間は平成24年3月31日まで有効ですが、消防法の改正により既存住宅は平成23年6月1日から「住宅用火災警報器の設置」が義務化されます。（新築住宅は平成18年6月1日から設置が義務づけられています。）紀美野町では、条例により寝室に感知器の設置が必要です。

前回の回覧でも記載しましたが、再度申請方法等を掲載します。

### ※ 申請の窓口

紀美野町役場本庁 総務課

美里支所 住民室

いずれかにお越し下さい。

### ※ 持参するもの（本人申請の場合）

- ・印鑑
- ・領収書又はレシート
- ・通帳の口座番号
- ・口座名義人がわかる写し
- ・運転免許証等（本人確認ができるもの）

※ 代理申請の場合

代理人は自身の印鑑・運転免許証及び本人申請同様のものを持参して下さい。

※ 手 順

- ① 「住宅用火災警報器」を購入し設置する。
- ② 補助金交付申請書に必要事項を記載し、「住宅用火災警報器購入の領収書」と「口座名義人がわかる写し」を貼付する。
- ③ 課税台帳調査同意書に署名、押印して下さい。(非課税世帯証明の為)

※ 申請後、内容を審査し、交付を決定したときは、「交付決定通知書」を送付するとともに、申請書に記載している口座名義人に補助金を振り込みます。

(購入または設置した費用が 3,000 円に達しない場合は 100 円未満の端数を切り捨てた額を振込みます。)

- ◎ 煙式、熱式いずれも補助対象ですが、日本消防鑑定マーク (NS マーク) が付いているものをご購入して下さい。
- ◎ 設置場所と設置する感知器 (煙式・熱式) については、消防本部予防課までお尋ねください。(予防課 TEL : 4 8 9 - 6 3 0 3)

注 意 !! 紀美野町では、訪問販売等の行為は一切していませんので、もし、訪問販売 または 電話での勧誘があっても応じないで下さい。

申請問い合わせ先 : 紀美野町役場 本庁 総務課  
電話番号 4 8 9 - 2 4 3 0  
美里支所 住民室  
電話番号 4 9 5 - 2 0 2 1